

ACCESSIBLE DESIGN

The Periodical of

アクセシブルデザインの総合情報誌 インクル No. 72

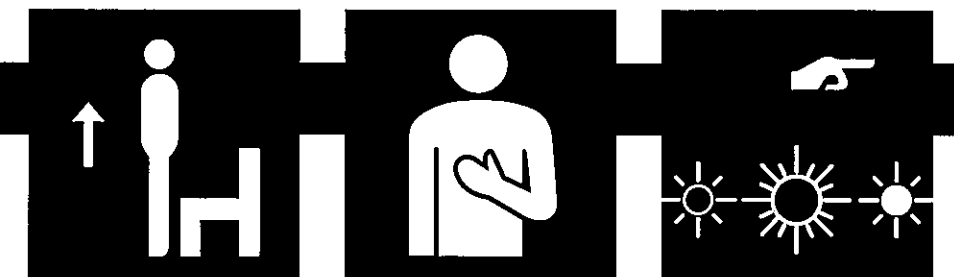
2011 (平成23) 年5月25日

No. 72

"Incl." by The Accessible Design Foundation of Japan (The Kyoyo-Hin Foundation)
共生社会の実現を願う妖精「インクル」。「包括的教育理念」を意味する英語「インクルージョン」から名付けました

目次 / contents

東日本大震災からの復興に向けて 共用品推進機構にできること (鴨志田厚子)	2
<随想 私と共用品> 第50回 障害者権利条約を「UD復興策」に活かす (藤井克徳)	3
平成23年度の共用品推進機構事業計画 「不便さの実態把握システム」構築めざす (森川美和)	4
「ISO/IECガイド71」、10年振りに改訂へ TMB (技術管理評議会)、専門委員の募集を開始 (松岡光一)	6
<速報> 視覚障害者の不便さ調査の結果概要 買い物でほしいのは「介助サービス」と「わかりやすい表示」 (森川美和)	7
「より多くの人に参加しやすい展示会ガイド」 イベント関連業界や障害者団体と協力し作成 (金丸淳子)	10
「銀行におけるバリアフリーハンドブック」 全国銀行協会、約5年振りに全面改訂 (青木久直)	11
新たに2つのAD規格作りがスタート 「手に届きやすい展示」と「わかりやすい報知光」 (高橋裕子)	12
<キーワードで考える共用品講座> 第67講 共用品という思想(その2: 共用品を創るための5つの要素(その1)) (後藤芳一)	14
<事務局長だより> 自ら「能動的に変化」する機会に (星川安之) 共用品通信	15
<わが社のエース> (株)アサツー ディ・ケイ「イベントにおけるバリアフリーサービス」 あらゆる来場者に最高のサービスを提供 (高嶋健夫) 奥付	16



■「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則 (JIS T0103)」に収録されている絵記号例。左から「立つ」「わたし」「明日」(共用品推進機構ホームページから無償ダウンロードできます)

東日本大震災からの復興に向けて 共用品推進機構にできること

理事長 ^{かもしだ}鴨志田 ^{あつこ}厚子

3月11日に発生した東日本大震災により、多くの方が犠牲となり、甚大な被害が出ていることに心が痛みます。

被災地の皆様方の1日も早い復興を願うと共に、どのような支援ができるかを考え、実行していきたいと思っています。

震災の後、共用品推進機構では、平成23(2011)年度の事業計画・予算案を審議する理事会を3月25日に開催しました。

ご存じの通り、当機構の理事・監事は、障害当事者団体、企業、業界団体、学識経験者など、幅広い方々で構成されています。

当日の議事では、それぞれの立場で復旧、復興に向けて、どんなことに取り組んでいるかを確認し合いました。

各障害当事者団体では、会員・非会員にかかわらず障害のある人たちの安否確認を行い、また現地に出向き、何が不足しているかなどの情報を確認し、必要な物資、情報提供を行っています。

企業や業界団体では、製品を業界でまとめて被災地に送り届けていることが報告されました。

また、阪神・淡路大震災をきっかけに、被災した障害者支援のために作られた「ゆめ風基金」に参加し、今回の大震災においても、仮設住宅のバリアフリー化に関する検討を現地に足を運び行っているとの報告などもあり、各障害当事者機関、企業、業界団体が、さまざまな場所で多くの活動を行っています。

理事会では、共用品推進機構として何ができるかが話し合われ、さまざまなアイデアが

出ましたが、「共用品推進機構らしいことをしていく」という結論に至りました。

機構が今までに行ってきたことをひと言で集約するとすれば、「つなげる」ことです。

不便さ調査では、障害のある人・高齢者のニーズを供給側に伝え、製品・サービスづくりにつなげてきました。

規格やガイドラインづくりでは、異なる企業、業界、そして異なる国の人たちを、統一的なルールを軸につなげるお手伝いをしてきました。

今回の震災においても、どのような形で「つなげる」ことができるか。機構として実現可能で、かつ有効かを確認しながらの仕事になると思います。

それには、今までに取り組んできた不便さ調査や規格づくりで連携している障害当事者団体、業界団体と連携をさらに深めつつ、情報を整理することが新しい第一歩になると考えています。

ニュース報道などで見る今回の大震災の映像は、幼い頃に経験した空襲による東京の焼け野原を思い出させました。昨日まであった家々、学校、神社の森などが一夜にして消えてしまったのです。

「想定外」とか「未曾有」といった形容詞でこの大震災への思考を止めるのではなく、先の戦争によって焼け野原になったあのゼロ状態から今日の日本を復活させたように、それぞれの専門分野の人々と協力し合い、継続的に力を出していける共用品推進機構で在り続けたいと思っています。

随想 第50回 私と共用品

障害者権利条約を“UD復興策”に活かす

^{ふじい かつのり}藤井克徳 (日本障害者協議会常務理事)

宮古市の山本正徳市長の話は真に迫っていた。「台風の高波や高潮とはまったく異なっていた。うねりには高低があるが津波は違う。海面全体が15メートルほど盛り上がったままいっぺんに迫ってくる。どす黒い巨大な壁に飲み込まれてしまうのではと思った。ただただ怖かった」と、目にしたままを描写してくれた。

山田町の沼崎喜一町長は「率直に言って、堤防で守れるという過信があった。長い時間と巨費を投じて防波堤をつくったが役に立たなかった。これまでの町づくりや防災対策が何であったのか、悔やまれてならない」と語る。痛恨の極みが生かされてくる。

これらは、大震災から1カ月余を経た4月の中旬に行ったインタビューの一部である。岩手県沿岸部に広がる被災地帯の5人の首長へのインタビューであるが、ここに掲げた2つの論調はいずれの首長にも共通していた。

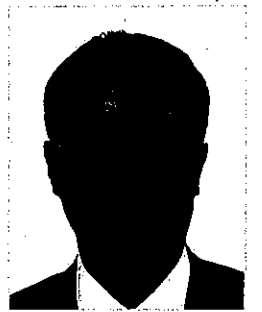
被害のすべてを天災としてはならない

共通点の1つ目は、津波の恐ろしさを思い知らされたことである。自然の猛威の前に人間がいかに無力な存在であるか、天災という自然現象に対して謙虚でなければならないこと、これらについて猛省を込めるようにしての話しぶりが印象的だった。

未曾有の大震災ではあるが、結果としての被害のすべてを天災のせいにしてはならないとする戒めが、もう1つの共通点だ。拡大した被害の大半を人災ととらえるべきと結論付けていたのである。

この2つの論調は、そっくり新生・東北創りの視座に据えるべきであろう。とくに、人災の部分の除去が決定的な意味を持つことになる。「人災の部分」、それはこの国が抱える

社会政策のひずみとも重なる。とすれば、その除去は被災地帯の復興策や今なお衰えをみせない地震活動期への備えに留まらず、エネルギー政策の転換を含むこの国の社会のあり方を問い直すテーマともなる。



社会の標準値を「人間中心」に引き戻す

そこで、障害分野からの提言と合わせて、もう少し踏み込んで考えてみたい。結論から言えば、社会の標準値、平均値を人間中心へと引き戻すことである。この半世紀の間、猛烈な勢いで成長や効率のみを追い求めてきた。これらを礎石に社会や地域が改造され、改造は人びとの心にまで忍び寄っている。とくに、効率や速度が不得手な障害者や高齢者にとっては心地よくない。

早晩まとまるであろう復興策に関する立法や予算編成、復興大綱であるが、問題はそこにおもとに何を据えるかである。唐突感を感じるかもしれないが、指標の1つに是非とも障害者権利条約(2006年12月の国連総会で採択)を活用してほしい。「ユニバーサルデザイン復興策」「バリアフリー復興策」の有力な助っ人になるに違いない。

福島第一原発問題の解消を含めて、事態の好転には相当な時間が必要となるだろう。何年かかるだろうが、自然と人間味のあふれるあの東北の地を取り戻さなければならない。その向こうに、「3・11」が人間中心社会へのターニングポイントと実感できる日が到来するのではなかろうか。否、到来させなければならない。

(題字は、^{なかの なつみ}中野奈津美・共用品推進機構運営委員)

平成23年度の共用品推進機構事業計画 「不便さの実態把握システム」構築めざす

共用品推進機構が発足して13年目の事業年度を迎える。平成23（2011）年度は、これまで得た成果を整理・分析し、必要に応じて再調査、普及・啓発を行うと共に、新規の事業については積極的に取り組む方向である。

機構の今年4月1日～平成24年3月31日までの事業計画について、共用品・共用サービスの主な事業の柱に合わせてご報告する。
(森川美和)

【1. 調査および研究】

(1) 障害児・者／高齢者等の日常生活環境における不便さ等の実態把握システムの構築

平成22年度に行った「視覚障害者の日常生活における不便さ調査」の結果を、関係する業界に報告したり、一般に公開したりしながら、不便さに対する配慮点の考察を行う。

さらに、国内ひいては国際社会においても共通化したほうがよい事項を洗い出し、検討を行う。また、視覚障害に関する恒常的な不便さ把握の仕組みを検討すると共に、その他の障害に関する不便さ調査の実施に向けた準備を進める。

(2) 共用品市場高度化調査

平成22年度に実施した「共用品市場規模調査」の手法に関する分析を行い、必要に応じて共用品の基準の確認を行う。共用品のマーケットを知るうえで重要な役割を持つ本調査は今後も継続的に実施する。それと共に、時系列にデータを蓄積し、範囲を広げる。また、日本以外の国での調査の可能性についても各国の関係機関と検討していく。

【2. 標準化の推進】

(1) アクセシブルデザイン関連テーマの調

査・研究、JIS原案の作成

アクセシブルデザイン（AD）の共通基盤規格、デザイン要素規格の日本工業規格（JIS）原案作成における全体像の作成を行うと共に、ADにおける「展示の方法」、「報知光」などの新規規格案の作成に取り組む。

(2) 国際規格作成機関との連動

2010年3月に日本の提案で新設された国際標準化機構（ISO）内のTC173（障害のある人が使用する機器の専門委員会）、SC7（アクセシブルデザインを取り扱うサブコミッテーター）の運営と共に、新規提案の国際標準化に関する事業を行う。

さらに、ISO/TC159（人間工学の専門委員会）/SC4/WG10、およびTC159内に発足したアクセシブルデザイン諮問グループ（ADAG）の事務局業務を継続して務め、ADの国際的な普及・推進を図る。

【3. 普及および啓発】

各企業（製造・流通など）・各業界団体・各種関連団体が、共用品・共用サービスをより利用者ニーズに合った方向で実現できるように各種支援を行うと共に、障害のある人も含む消費者、共用品・共用サービスに関連する流通関係者に情報提供を行う。

主な普及活動としては次の事業を行う。

(1) 共用品普及のための共用品データベース（DB）研究・開発

平成22年度まで行ってきた共用品データベースの試行をベースに、障害のある消費者を含む多くの消費者が的確に共用品を選択できる仕組みを構築するため、実践的な作業を実施し、主だった共用品の配慮点を紹介するパンフレットを作成する。

(2) 共用品・共用サービス展示会の実施

各地からの依頼、並びに業界団体などが開催する展示会へは、必要に応じて参加する。

(3) 子ども向け共用品事業の展開

継続的に行ってきた教育現場における共用品・共用サービスの普及活動（「共用品授業」の実施など）を引き続き実施する。これまでに作成してきた小冊子、ホームページ、指導者向けガイドブック、共用品教材パックの利用、特別支援学校（盲学校）における共用品の認知度調査などの結果や「指導者向け共用品授業の指導案」をさらに多くの教育現場に広められるように普及・啓発を図る。

【4. 人材育成】

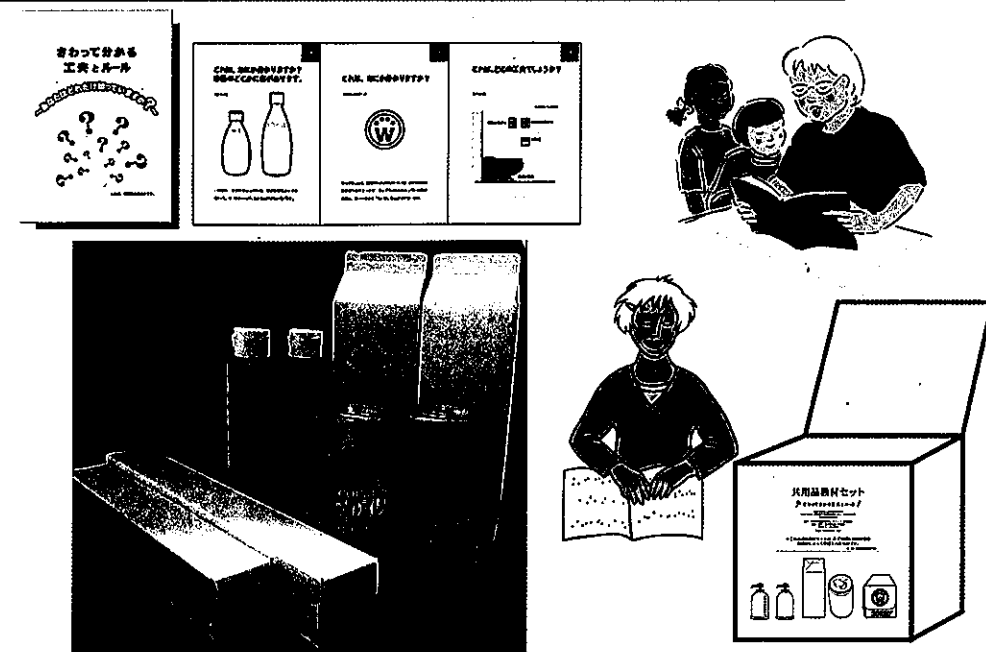
共用品・共用サービスの普及を継続的に促進していくためには、供給や流通で共用品・共用サービスを推進する企業人、商品開発などに参加できる高齢者や障害のある消費者、地域での推進役となる行政機関などにおける人材の育成が不可欠である。これを実現していくために、幅広い人材を対象にしたシンポジウム・講演、企業人向け講座を実施する。

(1) アクセシブルデザイン推進協議会（ADC）の運営

これまで継続してきたフォーラムやシンポジウムの開催を視野に入れ、引き続きアクセシブルデザイン推進協議会（ADC）事務局の運営を行う。

(2) 関係機関・その他の機関向け講座

行政、民間、市民団体と連携し、共用品に関する各種講座を実施するための教科書（小冊子を含む）を元に、関係機関、その他の機関に向けた講座を実施し、将来的展望の確認



■「共用品教育」など子ども向け事業の推進イメージ

を行う。

【5. 情報の収集および提供】

機構の活動や関係情報を掲載した以下の媒体3種類について、情報の収集を行い、掲載内容を充実させると共に、効果的な提供方法について検討し、実践する。

- (1) 機関誌『インクル』の発行（隔月）
- (2) メールによる『共用品推進機構だより』の配信（基本的には週1回）
- (3) 共用品推進機構ウェブサイトでの情報発信

【6. 国内外の関係機関等との交流・協力】

(1) 他国への共用品推進機構発足の呼びかけ
国際的に共用品・共用サービスを普及させるためには、各国における推進機関が必要となる。共用品推進機構が実施してきた事項を整理し、関心のある国に、その国での類似専門機関の発足の提案などを行う。

このほか、本年度の大きな事業の1つとして、平成20（2008）年12月に施行された新公益法人法に合わせ、公益財団法人への移行申請の準備を行い、本年度中には申請書類を提出する計画である。

「ISO/IECガイド71」、10年振りに改訂へ

TMB（技術管理評議会）、専門委員の募集を開始

4月7日、国際標準化機構（ISO）の技術管理評議会（TMB）は「ISO/IECガイド71」（高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針）改訂のための専門委員の募集を開始した。

ガイド71は日本が提案して、2001年に発行された高齢者・障害者のための規格を作成する際のガイドである。2003年にはJIS Z 8071として日本工業規格（JIS）としても採用されている。その後、日本では本ガイドを元に32種の高齢者・障害者配慮のJISが作られている。

ガイドも規格と同様に5年ごとに見直しが必要に依りて委員会を設置して改訂作業が行われる。2006年の見直しの時は、国によっては同ガイドを使い始めたばかりの国もあり、今改訂すると混乱が生じるとの理由で見送られた。

2010年はガイド71の制定から10年目の節目に当たり、同年5月に開かれたISOの消費者政策委員会（COPOLCO）総会で、ガイド71を「CEN/CENELECガイド6」としてそのまま使用している欧州の規格作成団体であるCEN/CENELECから改訂の提案があった。

その提案を受け、同年9月のISO/TMB会議で、①ガイド71を改訂すること、②そのためのグループを設立すること、③IECにその同意を求める——の3点が決定された。この決定はその後、同年10月の国際電気標準会議（IEC）の会議でも同意された。

議長に宮崎正浩・跡見学園女子大教授

ガイド71の提案国であり、同ガイドを積極的に活用してさまざまな高齢者・障害者配慮の国内規格を制定し、国際規格としても提案

してきた日本としては、その基となる同ガイドの改訂の議論についても積極的に参加すると共に、議長も日本から推薦する必要があると考えた。そして、議長には、1998～2001年のガイド71作成の際に通商産業省（当時）から参加し、セクレタリーを務めた宮崎正浩・跡見学園女子大学教授を日本として推薦し、専門委員の参加も準備している旨をTMBに伝えた。

今年2月のTMB会議では、宮崎氏をグループのコンビナー（議長）に指名。併せて、TMBのメンバー国にガイド71の改訂作業グループに参加する専門委員の選任・派遣を呼び掛けることを決定した。この決定を受けて、今回TMBは専門諮問グループ（TAG）の専門委員をメンバー国に対して募集する通達を出したのである。

TC159、TC173とも連携

TMBはメンバー国からの専門委員だけでなく、人間工学の専門委員会であるTC159や、福祉用具の専門委員会であるTC173など、障害とアクセシビリティの問題に強く関与しているISOの各専門委員会からも専門委員が参加する可能性を示唆している。

日本は日本代表の専門委員として、共用品推進機構の星川専務理事と日本点字図書館の田中徹二理事長を指名する予定である。また、TC159、TC173からの専門委員として、他の日本人も参加する可能性がある。

これにより、懸案だった「ISO/IECガイド71」の改訂作業がいよいよ開始されることになる。

まつおかこういち
（松岡光一）

＜速報＞視覚障害者の不便さ調査の結果概要

買い物でほしいのは「介助サービス」と「わかりやすい表示」

財共用品推進機構は平成22（2010）年度、「視覚障害者不便さ調査」を実施した。前身であるE&Cプロジェクトが最初の不便さ調査を行ってから16年振りに実施した大規模調査で、現在その詳細についての分析とまとめ作業を進めているところだが、正式な報告書の公開に先駆けて、ここではその概要の一部を速報の形でご紹介する。（森川美和）

震災被災地を含め、全国で554人が回答

今回の「視覚障害者不便さ調査」は、今年1～3月に郵送・インターネットを併用して行った（一部の人には聞き取り調査も実施）。当初の予想をはるかに超える554人の目の不自由な人からの回答をいただいた。

質問項目が37という多さになってしまったため、「質問用紙を一読するだけで疲れてしまった」という声もあったが、最後まで回答をくださった背景には「同じような調査がたくさん届き、正直どのように使われているかわからないし、ほとんどの場合は期待していない。ただ、共用品推進機構はこうした調査を実施した後に、何らかの形で成果を生かしてくれる。そう信じている」と、コメントを別記してくれた方もいた。

それだけに機構が規模にかかわらず調査を実施するという事は、社会的にも責任があり、その取り扱いにも最善を尽くすことが求められていることを実感している。

また、東日本大震災の直撃を受けた県の方からも多く回答をいただいている。直接被災された方のためにすぐに役立つ情報は少ないかもしれないが、本調査報告が近い未来に多くの方のお役に立てれば幸いである。

今回の調査では、北は北海道、南は沖縄ま

での554人（全盲359人、弱視195人）の目の不自由な人から回答をいただいた。性別は男性314人（57%）、女性236人（42%）、不明4人（1%）。年齢別の内訳は、20歳代3%、30歳代8%、40歳代15%、50歳代23%、60歳代36%、70歳代13%、80歳代1%となっている。

厚生労働省の身体障害者実態調査（平成18年度）によると、目の不自由な人の半分近くが70歳以上であることから、この年齢層の回答を多く得ようと努めたが、前述したように質問数が多いため、「全部読み込んで回答することが難しい」との意見も多かった。このことから、より多数の70歳以上の回答を集めるには、今回の調査方法・結果を分析し、質問項目を改めて設定することが必要であると思われる。

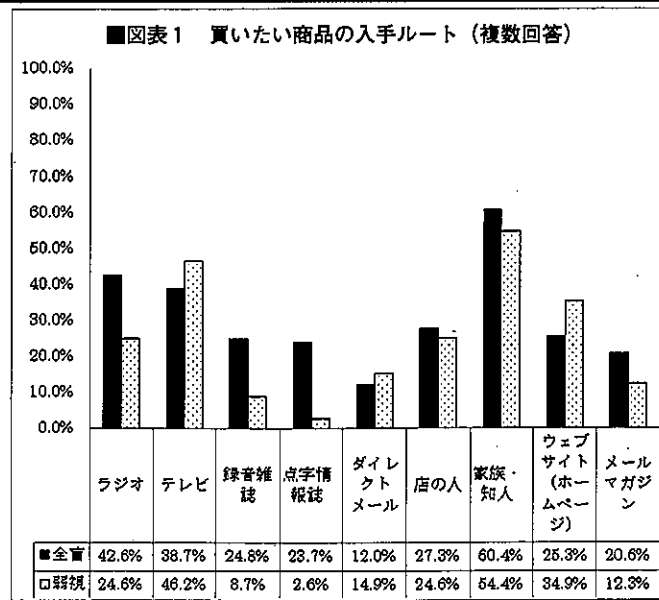
他方、10歳代については、今回は調査対象としていないが、今後は調査を実施することが必要であろう。その他の年齢については、有効な回答数を得ていると考えている。

「家族・知人」が最大の情報入手源

「点字を読めるか」という質問に対しては、「苦勞なく読める」「どうにか読める」と回答した全盲の人は約9割で、弱視の人は5割弱となっている。

「主に情報はどのような方法で得ているか」という質問には、全盲の回答者はラジオ、テレビが高く、続いてインターネット、点字情報誌、録音雑誌となっている。弱視の回答者についても、テレビ、ラジオが高く、続いてインターネット、墨字などが挙がっている。

これは一般的な情報入手方法についてであるが、買いたいものがあつた場合の情報入手先となると、全盲の人は「家族・知人」が全



体の6割を占め、続いてラジオ、テレビとなっている。弱視の人についても、「家族・知人」が5割を占め、続いてテレビ、ウェブサイトとなっている(図表1)。

音声化してほしいのはテレビ、電子レンジ

本調査では、小売店や百貨店、コンビニエンスストアなどの利用状況について、それぞれについて個別の質問をしている。

これらの店舗について、全盲の回答者の多くが一番望んでいることは「ショッピング介助サービス」であり、弱視の回答者が望むことは、「商品の表示(商品名、賞味期限、価格など)」となっている(図表2)。

家電製品については、約28品目の主要製品分野の使いやすさと使いにくさについて調査

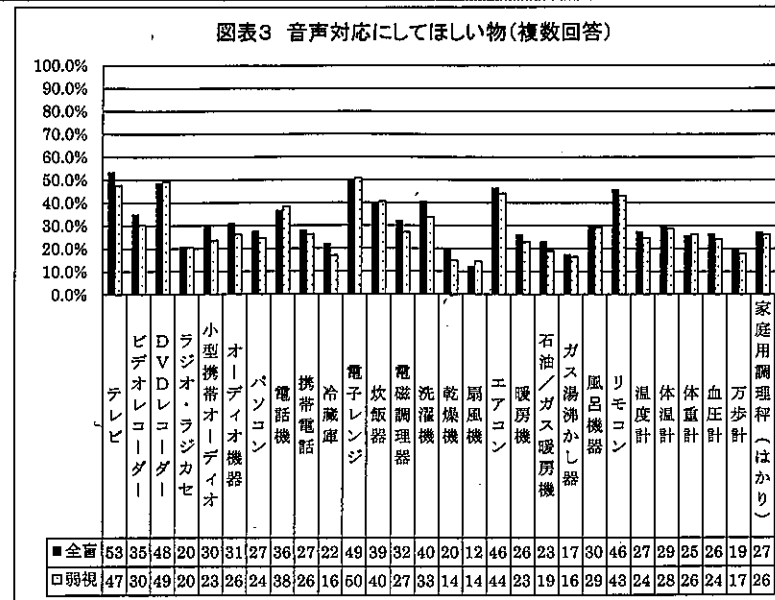
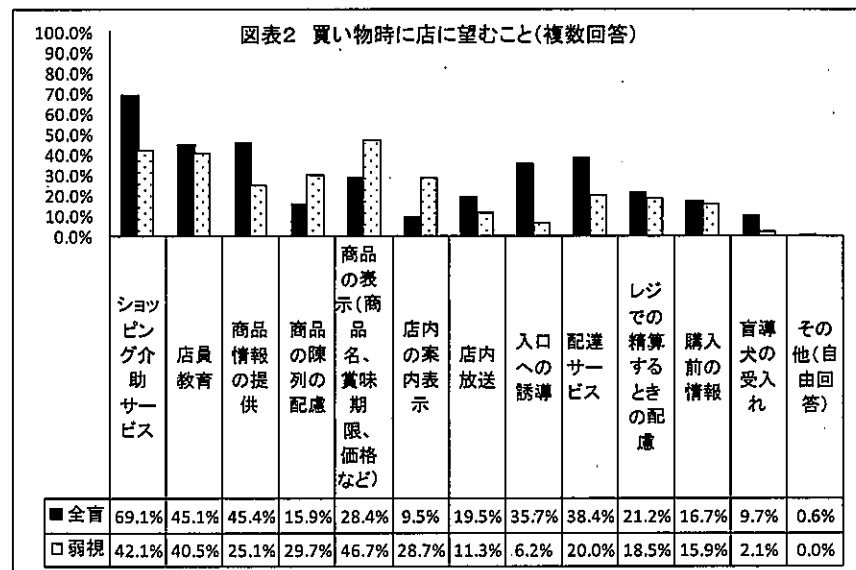
を実施し、別途まとめている。

回答においては、使いにくい理由を指摘する意見のほうが圧倒的に多い。ただ、別の設問の回答を照らし合わせて考えると、「使いたいけれど使えない。使えるようにもう一段の工夫があればよいのに」という建設的な意見が背景にあることが推測できる。

「音声化してほしい製品」の調査結果は、全盲の人、弱視の人ともテレビ、DVDレコーダー、電子レンジ、エアコン、リモコンなどが上位となっている(図表3)。

認知進むAD配慮JIS

共用品の代表例でもあるシャンプー容器のギザギザや牛乳パックの切り欠きなどの触覚記号を、実際に目の不自由な人は便利に使っ



(単位: %)

ているのかを知るために、最終の質問としてこの点を設定した。これらはすでに日本工業規格(JIS)化されているものであり、日本の標準化のルールが実用性のあるものかどうかを検証するためにも重要である。そのため、1つの独立した設問として掲げた。

回答結果は、これまで長く普及を図ってきた共用品の配慮が必要な人が活用していることがわかり、機構にとって大きな意味を持つものとなった。同時に、一連の「障害者・高齢者配慮JIS」の中で一番新しい規格である「公共トイレにおける便房内操作部の形状、色、配置及び器具の配置」についても2割の人が便利に使っている(図表4)。

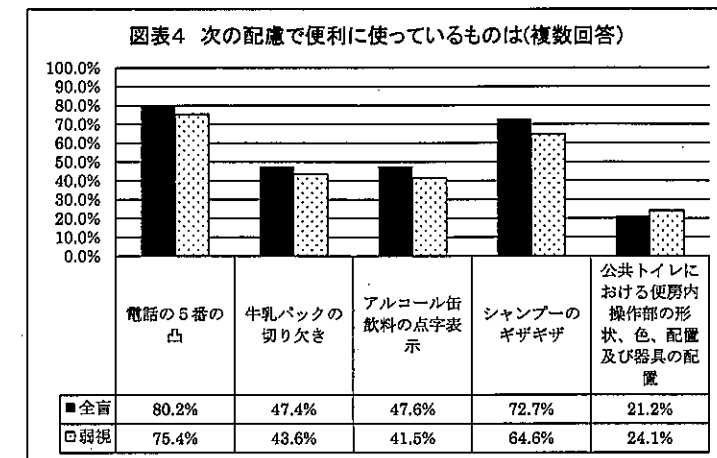
しかし、回答者の中には、これらの配慮を知らなかった人もまだまだ多く、今回の不便さ調査の結果報告を行う際には、併せて共用

品の配慮事項についても紹介するなど、継続して普及していく必要があると感じている。

本調査は初期の不便さ調査との比較を一部行っており、この間に解決されたこと、まだ解決されていないこと、あるいは新たに発生した問題についても、報告書では詳しく触れる予定である。同時に、インターネットで必要事項がいつでも検索できるように、より実践的な公開方法について検討を行っている。

調査結果の詳細を一般に公開できるのは7月以降となる見通しだが、多くの企業や業界団体、消費者団体などに活用していただき、目の不自由な人の不便さの解決に役立てていただければ願っている。

(なお、本調査は一部、児童教育振興財団の助成を受けて実施したものです。)



『より多くの人に参加しやすい展示会ガイド』 イベント関連業界や障害者団体と協力し作成



（財）共用品推進機構は、展示会をより多くの人に参加しやすく、楽しめるものにするための展示や運営方法をまとめた『より多くの人に参加しやすい展示会ガイド～伝わる・見える・動ける』＝写真は表紙＝を発行した。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」が、平成18（2006）年に施行され、障害のある人たちも一人で外出することが容易になってきた。交通機関や公共施設などのバリアフリー化や共用サービスに関する意識の高まりで、通勤や買い物の利便性は向上してきた。

しかし、その目的や想定する来場者によっても異なるが、さまざまな展示会においてはまだ関連業界全体にその考えが十分に浸透しているとは言い切れない。展示会関係者からは「高齢者・障害のある人の来場に対しても配慮していきたいが、何をどうすればよかわからない」「費用がかかりそうで、なかなか取り組めない」といった話も耳にする。

このような状況の中で、展示会を多くの人を楽しめるようになるよう、展示会の主催者、出展者、施工会社・運営会社を会員とする団体・協会の方々に委員として参加していただき、機構が事務局を担当してガイドの作成に取り組んだ。2009年11月の発足当初は、社団法人日本ディスプレイ業団体連合会、一般社

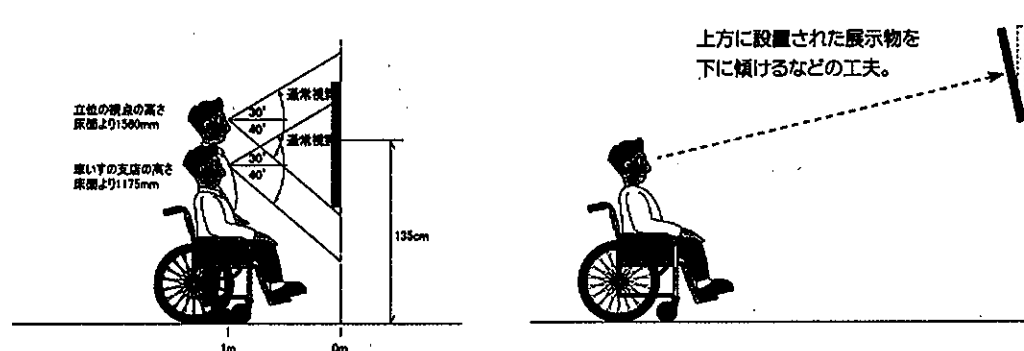
団法人日本イベントプロデューズ協会、NPO法人ユニバーサルイベント協会、社団法人日本イベント産業振興協会、日本展示会協会と原案作りを始め、昨年度は「イベントガイドライン作成委員会」と名称を変え、障害者団体からの委員にも加わっていただき、詳細な部分についての修正を行った。

構成は「ガイドの目的・対象とする展示会」に始まり、「観覧サービス情報の事前提供」「障害のある人たちとのコミュニケーションの基本」「展示会施設に関する配慮点」を紹介し、「展示会開催後のアンケートのまとめ」「今後に生かすための留意点」を記載している。そして「附属書A障害別の特性・不便さなど」、「附属書B用語集」、参考文献などを巻末に添付した。

このガイドの普及方法としては、4月19～20日に東京ビッグサイトで開催されたイベント関係の展示会「イベントJAPAN2011」の日本イベント産業振興協会のブースで、パネルで概要を紹介。作成にご協力いただいた関係団体の会員企業、障害者団体に配布され、その後、各団体のホームページからダウンロードできるようにする予定である。

まずは、このガイドを手にとって読んでいただきたい。そして、ガイドの中にある配慮事項を参考に、それぞれの展示会の個性を尊重した設計やデザインを施していただければ、多くの人を歓迎する魅力的な展示会になると考えている。

かなまるじゅんこ
（金丸 淳子）



■ガイドの内容の一部（パネル表示の高さ）

『銀行におけるバリアフリーハンドブック』 全国銀行協会、約5年振りに全面改訂



全国銀行協会（全銀協、会長・奥正之氏）は『銀行におけるバリアフリーハンドブック改訂版』を約10万部作成し、会員銀行に送付しました。改訂版の作成は、横浜市総合リハビリテーションセンターの伊藤利之顧問監修の下、（財）共用品推進機構に全面的にバックアップしていただきました。そこで、ハンドブック改訂版作成の経緯、留意点などについてご紹介いたします。

（全国銀行協会企画部広報室・青木久直）

全銀協は、国内で活動する銀行、銀行持ち株会社および各地の銀行協会を会員とする組織（今年4月現在の会員数247）で、各種決済制度の運営企画、銀行業務や銀行事務の改善、銀行の社会的役割・機能に関する広報などの事業を行っています。

全銀協ではこれまでも点字やSPコードを採用したパンフレットの作成、耳の不自由な方や外国人の方などが銀行の店頭で希望される取引や手続きを円滑に伝えるための「コミュニケーション支援用絵記号デザイン」の作成など、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの推進に積極的に取り組んできました。その一環として、銀行員が障害のあるお客様や高齢のお客様の特性をきちんと理解し、どのような対応を望んでいらっしゃるかを知るための情報を提供する『バリアフリーハンドブック』を平成18（2006）年に作成しました。

その内容を全面的に見直し、より充実させたのが、今回の改訂版です。改訂に至った経緯は、2008年5月に「国連障害者権利条約」が正式に発効されるなど、障害のある方への対応をめぐる環境が大きく変化したこと、金融庁監督指針に新たに「障がい者等に配慮した金融サービスの提供」が盛り込まれたこと

などから、これらに対応した内容に改訂することが必要となったためです。

改訂にあたり特に留意した点は、さまざまな障害者団体から改善点やご要望などを幅広くお聞きし、できる限り反映した点です。また、文字だけではなく、イラストや図を取り入れ、見やすくして簡潔で理解しやすいものとし、銀行実務に即した内容としました。

全銀協は、障害者や高齢者の方々の特性や対応についての詳しい知識・ノウハウを蓄積しているわけではありません。そこで、共用品推進機構に作成段階からご協力をいただくとともに、伊藤利之顧問に監修いただきました。おかげさまで、素晴らしいハンドブックを作ることができたと考えています。関係者の皆様に、改めて御礼申し上げます。

銀行は当然のことながら障害者や高齢者に関する法令を遵守し、視覚、聴覚、身体機能の障害のために銀行取引における事務手続きを単独で行うことが困難な方に対しても、ご満足いただけるサービスを提供するよう配慮する必要があります。

しかし、現実の業務は画一化できるものではなく、お客様一人ひとりの特性も多様であるため、それぞれの場面において柔軟に対応していく必要があります。大切なことは、このハンドブックが銀行におけるバリアフリーの積極的な取り組みの一助となり、「誰もが利用できる銀行」という目的が少しずつでも達成されることです。

全銀協では、本ハンドブックの活用状況などについて今後もフォローしていくことはもとより、こうした地道な活動を通じて、バリアフリーの推進に貢献していきたいと考えています。

新たに2つのAD規格作りがスタート 「手に届きやすい展示」と「わかりやすい報知光」

アクセシブルデザイン (AD) の日本工業規格「障害者・高齢者配慮JIS」シリーズについて、新たに2つの規格作りがスタートした。車いす使用者や上肢に障害のある人などを想定した「手に届きやすい展示・陳列の高さ、幅、奥行」と、家電製品などに使われる「報知光」。いずれも財共用品推進機構が受託事業として、昨年度から調査研究に着手。今年度内にJIS原案のための素案作成作業に入り、早ければ2013年度中のJIS制定を目指している。ここでは昨年度事業として実施した最初の調査・研究の概要をご報告する。
(高橋裕子)

「手に届きやすい展示・陳列の高さ、奥行」 リウマチ患者の「上肢の到達域」を計測

車いす使用者や上肢に障害のある人、高齢者が、自力で展示会に参加したり、小売店で買い物をしたりする際に、不便さを感じることがある。製品を展示・陳列している棚の高さが高すぎたり(低すぎる)、奥行が深く手が届きにくいという点である。

そこで、共用品推進機構では新たな規格作りに向けた調査研究事業をスタートした。平成22(2010)年度は(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)からの受託事業で、(独)産業技術総合研究所と共に「製品展示に関する高さ・幅等アクセシブルデザイン考慮事

項研究・開発委員会」を設け、製品を展示する際の棚などの高さ、幅、奥行、および操作部を設置する際の高さの調査・検討を実施した。

初年度はまず、リウマチ患者の上肢の到達域を計測する実験を行った。

調査対象者は自立生活できる範囲でなるべく重度のリウマチを患っている一般の人で、計測場所まで自分自身で来所できる50~72歳、リウマチ歴14~48年の6人の方にご協力いただき、測定調査を行った。

三次元動作計測システムで上肢の到達域を計測

上肢の計測は、「立位」と「座位」、「無理をしないで」と「少し無理をして」という2つの条件についてそれぞれ三次元動作計測システムで行った。このデータをもとに、コンピューターマネキンに上肢のリーチング動作を再現させ、到達域を算出した。

その結果、関節(肩や膝)の可動域によって到達域が対応しているとみられる2人ずつの3グループに分かれた。可動域が健常者に近い人はコンピューターマネキンである程度のシミュレーションができるが、その一方、関節の動きに制約のある人の場合は、身長以外の要因が関わってくる可能性があることが確認できた。

今年度は引き続き、健常者や高齢者などの

測定データの検証と、リウマチ患者の到達域とは異なると思われる肢体不自由者を対象にした計測を実施する。医師や関係者の指導の下にモニターを選び、同じように手の届く高さ、奥行などの計測を行う。

また、小売店の陳列棚の高さや奥行などについても検証し、それらの結果を元にJIS素案の作成作業に入り、2013年度にはJISとして発行することを目指している。

より見やすく、わかりやすい「報知光」 まずIH調理器など70製品を実測

「報知光」とは、使用者が製品を正しく使用するための情報を伝える目的で、製品から発せられる光のごとで、現在は発光ダイオード(LED)ランプが主流となっている。

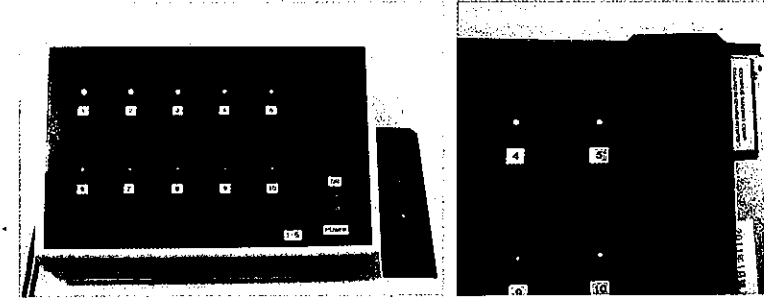
本事業は「アクセシブルデザイン-消費生活製品の報知光」規格の制定を目指し、(独)産業技術総合研究所と共に、(独)新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)の委託を受けて実施している。平成22(2010)年度は報知光の種類を確認すると共に、どんな点をJIS化すべきかを検討するために、関連工業会の協力によって現行製品の実態調査、明るさの計測などを行った。

独自開発した「LEDボックス」で比較実測

測定したのは、東京電力の紹介によるIHクッキングヒーター各種と、家電製品協会の加盟メーカー6社が指定した家電製品など、合計70製品、報知光422個。

測定は、独自に作成した「LEDボックス」を用いる「ビジュアルマッチング」という手法で行った。

製品が置かれている部屋の明るさは一定ではない。そこで、測定条件を同じにするため、「LEDボックス」を作成した。この中には、明るさの異なる10個のLEDランプを5個×2列に配置した。



計測のために独自開発した「LEDボックス」

このランプと製品の報知光を比較し、報知光の見た目の明るさが同じと思うボックスのランプ番号を選ぶことにより(=ビジュアルマッチング)、暗い場所から非常に明るい場所まで同じ条件で測定することができる。

次に、形状、大きさ、色、報知光の操作ボタンに対する位置、ランプ発光面の輝度ムラ、点滅などの測定を行った。

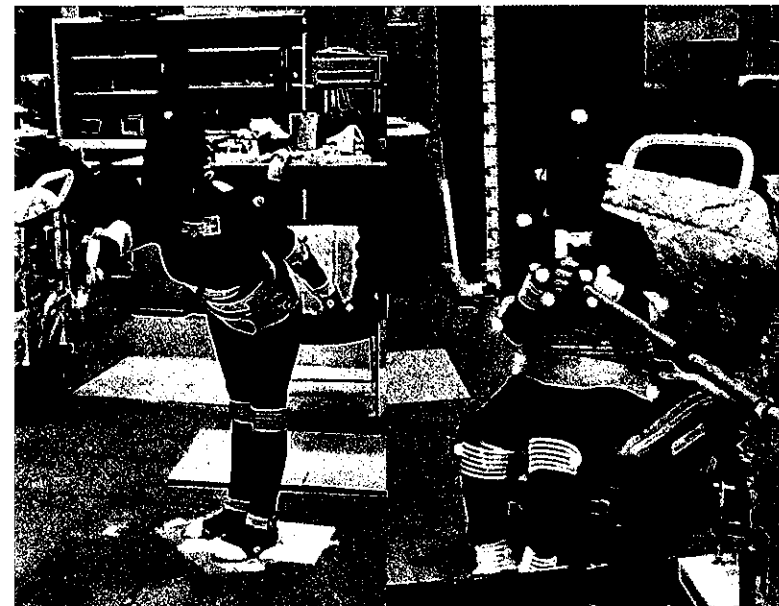
その結果、平均的な報知光として、①形状は「長方形」、②色は「赤色」、③大きさは「5~9平方ミリメートル程度」、④ビジュアルマッチングの値が「9」(150cd/m²程度)——の場合で最も中心部が明るい、という測定結果が得られた。

点滅・フラッシュのルール化も課題

今後の検討課題としては、「他のJISとの整合性」と「点滅とフラッシュの定義づけ」が挙げられた。

前者については、①報知光の色は「安全色」を優先、②報知光と操作部の位置関係は「点字の表示位置」に留意、③凸型カバーの報知光については、「凸記号表示」や「触知記号」に留意——などが指摘された。

これに続いて、今年度はガス・石油機器、衛生設備機器、情報通信機器などの報知光の測定、高齢者や弱視者の見やすい明るさなどの測定を行う。その結果を元にJIS原案の作成に入り、2013年度には新しい「報知光のJIS」を発行することを目指している。



リウマチ患者の協力で行った「上肢の到達域」の計測実験

「共用品という思想 (その2:共用品を創るための5つの要素 [その1])」

後藤芳一 (財団法人共用品推進機構運営委員、大阪大学大学院工学研究科教授・日本福祉大学客員教授)

共用^{①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿} (小さい添え字①~⑳) は、同様の用語が本講の第1~66講に既出であることを示す)の商品やサービス^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}を創って広めるために必要な要素は、E&Cプロジェクト、共用品推進機構の活動や、その他の取り組みを見ると「気づく」「動く」「形にする」「共有する」「続ける」という5つといえる。これらの要素は、概ね共用品を開発・提供するプロセスに対応する。順を追って、各要素をめぐるポイントを見ていこう。

1. 気づく (要素1)

(1) 気づきに必要となる条件

気づくことが行動の起点になる。優れた気づきを行うには、①取り巻く環境^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿} (社会^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}や意識の成熟度)と、②開発する人たちの資質という条件がそろそろ必要がある。環境(①)について、不便さ^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}が注目されてこなかった理由の側から発展段階的に見ると、障害^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}のある人たちの社会参加が進んでおらず、目に触れる機会が少ない(第1段階)、見る側に知識がないので見えていても認識しない(第2段階)、認識はしても次の行動を連想できないので何も感じない(第3段階)、見えていて知っていても関心を持たない(第4段階)、それらの先に到達して、不便さのある当事者自身も気づかないところまで気づく(第5段階)になる。第1から第3は、時間の経過とともに改善するが、第4は逆に悪化するところがある。

取り組む人の資質(②)として求められることは、飛び抜けた個人の才能よりも、止まらずに取り組むこと、多くの人たちの取り組みの成果を集めて蓄積させること、それらを行うための仕組みをつくること、それを運営管理できることなどである。

(2) 「不便さ調査」

E&Cプロジェクトと共用品推進機構は、高齢者^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}のある人たちの属性別に、日常生活の不便さを調べた。1993~2002年の間に15件の調査が行われた。視覚^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}(93年)、聴覚^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}(95年)、妊産婦^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}(95年)、高齢者・交通^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}(96年)、視覚・取扱説明

書^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}(97年)、車いす^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}(98年)、高齢者・携帯電話^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}(99年)、高齢者・家庭内(99年)、弱視(2000年)、子ども^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}(01年)、知的障害^{㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿}(01年)などである。その後見直しをしており、16件目の視覚(10年)を行った。

2. 気づきから行動へ

気づきから行動への間は、4つの段階として整理することができる。問題に気づいて声をあげる(第1段階)、問題が生じた原因を指摘する(第2段階)、対策を提案するが実現性は考えていない(第3段階)、社会の制度や財源を考えて実現性ある対策を出す(第4段階)である。課題を解決するには、気づきを動きにつなげる必要がある。それには、段階が進むとともに実効のある対応につながる。第2段階までは行為を伴わないのに対し、第3段階から先は、自らも行為者として関わるという違いがある。

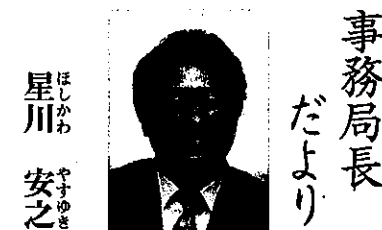
3. 動く (要素2)

動く原動力となる動機は、共用品の普及の進み具合に対応する。共用品が普及し始める段階(第1段階)では、取り組みのための知識が普及しておらず、手法も確立していない。このため、自身で感じた問題意識を行動につなげるという内的な作用が中心になる。普及が進む(第2段階)と、標準的な手法が確立・共有されるので、個々のケースにどの対応策を充てるかという分析と判断が行動の中心になる。現在、この段階にある。

不便さへの対応が社会の規範として織り込まれる段階(第3段階)になると、マナーのような形で基本動作に含まれることになる。この段階では、常に意識し続けることや判断することがなくても、共有されたルールに従っていれば、共用品の開発と提供について、安定した結果が得られる。ただし、その段階になっても、行き届かない部分が残されている(その部分は第1段階にある)ことや、対応する水準を持続的に高めていくためには(この場合も、第1段階になる)、課題を見つけて自らの判断を加えるという動き方が必要になる。

(本稿の表現は、後藤芳一・星川安之「共用品という思想」[岩波書店]から引用した)

自ら「能動的に変化」する機会に 財団の制度改正に向けて考えること



星川 安之

事務局 長
だより

☆…法改正により、既存の財団法人は平成25(2013)年11月末までに、一般財団法人、もしくは公益財団法人への移行が義務付けられている。そのため共用品推進機構も、2年前よりその準備にとりかかっている。

現行制度との大きな違いは、評議員と理事の役割。それに伴い、定款の改訂、理事、評議員、監事の選任、諸規定の見直しと新規作成を行っている。

☆…移行の準備を行いながら思い出すのは、1998年1月から99年3月までの約1年間。財団法人を発足させるための準備期間である。当時、公益法人の設立に関する知識はほぼゼロに等しかった。そのため、財団設立に関する参考書を何冊も読みあさった。そこで学んだことは……。

「財団を設立するにあたり、財団としての決まり事を、明文化しなくてはいけない。明文化された文書を、財団法人では「寄附行為」と呼ぶ」

「新設する財団が実施する事業を分野ごとに柱を立て、それらの事業が民間企業での実施が困難な理由、合わせてそれらの事業が公益性のある事業かの確認をする」

「財団の正式名称は、カタカナを使用するのは好ましくなく、なおかつどのような事業を行っているかが分かる名称であること」

「事業計画は、毎事業開始年度前に作成し、評議員会での審議を経た上で、理事会の議決を得なければならぬ。事業報告、決算報告は年度終了後遅滞することなく作成し、年度終了3カ月以内に監督官庁に提出しなければならない」

これらに加え、理事、監事、評議員の依頼、承諾、登記。さらには、基本財産の確保のための依頼、設立発起人会の設置、発足会の準備と、まさに目が回る1年間であった。

その結果、1999年4月16日に多くの方々のご協力によって、経済産業

省の管轄の「財団法人共用品推進機構」が誕生した。

☆…今回は、機構の事業が12年経過しての改正である。改正後は、評議員で構成される評議員会が決算、並びに理事・監事の選任の責任を負うことになる。また、理事会、評議員会への代理出席が認められなくなる。

多くの場合、多くの人は変化を好まない。変化させないために力や時間を費やす場合が多い。今回の法改正も、機構にとっては外的要因による変化の1つである。

しかし、共用品は一般製品をより多くの人に使えるように「変化」させる作業の繰り返し。「変化」を受動的と捉えず、自ら攻めにいく能動的変化の機会でありたいと思う。

東日本大震災のあったこの年に、機構として、法改正の範囲以外にどのような変化をしていけるかを自ら問いながら進めている。(★)

共用品通信

〈訂正とお詫び〉

本誌第71号p4~5「アクセシブルデザイン・シンポジウム2011」記事、財団法人家電製品協会消費者関連委員会ユニバーサルデザインワーキング委員の家永祐子氏のお名前と、同p9「ニュース&トピックス」の「進行方向を示す「自転車マーク」」記事で、(有)完成の深見和己(かずみ)社長のお名前をそれぞれ誤記致しました。お詫び申し上げます。

【会議】

○第25回共用品推進機構理事会(3月25日)

【外部主催会議】

○第9回規格調整分科会(金丸、日本規格協会にて3月4日)

○第1回規格調整分科会(金丸、日本規格協会にて4月20日)

○消防庁一聴覚障害者に対応した火災警報設備のあり方

に関する検討会(星川、3月10日、主婦会館プラザエフにて)

○バリアフリー教育プログラム等の研究委員会(森川、4月13日、交通エコロジー・モビリティ財団にて)

【講義・講演】

○共用品ネットにて講演(星川、3月26日、三田・東京都障害者福祉会館)

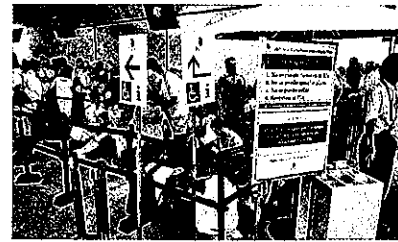
○帝京科学大学こども学部児童教育学科にて講演(星川、4月21日)

〈読者の皆様へのお願い〉

「共用品通信 情報アラカルト」欄では新製品・新サービス、セミナー・講演・展示会、モニター募集など、個人・法人賛助会員の皆様からのお知らせも掲載致します。事務局「インクル編集担当宛」に、ニュースリリース、イベント案内などの情報をお寄せください。Eメールも歓迎です。



【株】アサツマ ディ・ケイ「イベントにおけるバリアフリーサービス」 あらゆる来場者に最高のサービスを提供



■サラゴサ博での案内サイン



■上海万博での接客対応風景

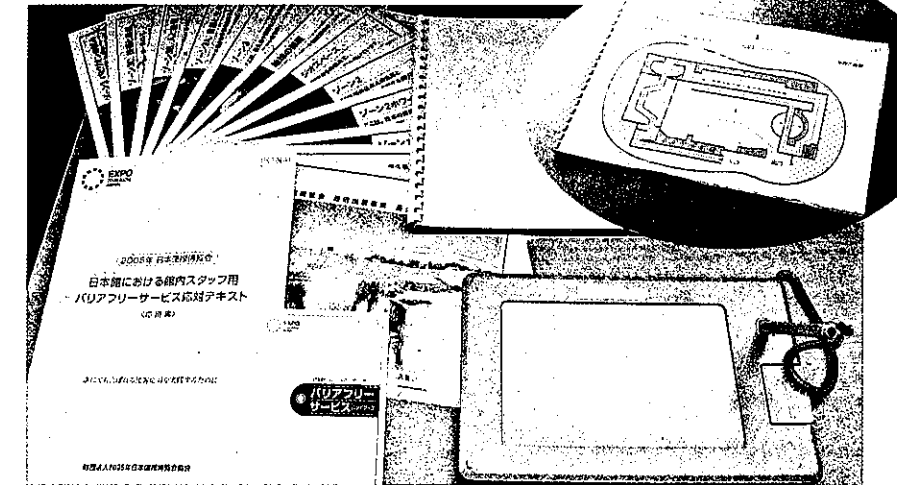
【株】アサツマ ディ・ケイ「イベントにおけるバリアフリーサービス」

▽特徴：イベントや展示会のプロデュース業務の中で、ハード・ソフト両面から障害者や高齢者、子供連れ、外国人など多様な来場者を想定した企画、展示、空間演出、接客対応を提供。

▽問い合わせ先：【株】アサツマ ディ・ケイ (ADK) プロジェクト開発本部国際博覧会担当
(TEL:03-3547-2622、FAX:03-3547-2642)
▽ホームページ：
<http://www.adk.jp>

愛知など3万博「日本館」で実績

広告業界大手のアサツマ ディ・ケイ (ADK) は「各種イベント・展示会におけるバリアフリーサービス」で多くの実績を持つ。



■愛・地球博で開発・使用した多彩なバリアフリー関連ツール。右上は触知図も入った点字版リーフレット

企画・施設設計・空間演出・展示から、運営、スタッフ研修、接客対応まで、「あらゆるお客様の来場を想定した最高のイベントプロデュースとサービスを提供する」(藤川佳秀・プロジェクト開発本部チームリーダー国際博覧会担当)がモットーだ。

なかでも、2005年の愛・地球博(愛知万博)、08年のスペイン・サラゴサ万博、そして昨年の上海万博と直近の3つの国際万国博覧会では、日本政府が出展した「日本館」のバリアフリーサービスの企画・運営を担当し、“日本発のきめ細やかなアクセシブルデザイン配慮”を世界に発信した。

愛・地球博では施設のバリアフリー化はもとより、触知図付きの点字版リーフレット、携帯端末による音声ガイド、シアター展示に

おける磁気ループなど多様な情報ツールを提供。

ソフトサービス面でも独自の接客マニュアル、携帯用ハンドブックなどを作成すると共に、座学・実地訓練を合わせた総合的な事前研修を実施してスタッフの接客技術の向上を図り、障害のある来場者から好評を博した。これらの多彩なツールやメニューの開発・実践には、共用品推進機構が全面的に協力している。

こうしたバリアフリーサービスは、サラゴサと上海万博にもそのまま継承された。さらに、国内外で開催されるさまざまなイベントや展示会にも導入されるなど、ホスピタリティーのすそ野を広げつつあるという。

(高嶋健夫)

アクセシブルデザインの総合情報誌

インクル 第72号

2011 (平成23) 年5月25日発行
"Incl." vol.12 no.72
©The Accessible Design Foundation of Japan
(The Kyoyo-Hin Foundation), 2011
隔月刊、奇数月に発行
一般頒価 1部1000円
(但し、個人・法人賛助会員については、購読料は年会費の中に含まれています)

※視覚に障害のある方など、墨字版がご利用できない方にはPDFファイルのCD-Rを提供しています。必要のある方は、事務局までお申し出ください。

編集・発行 財団法人共用品推進機構
郵便番号 101-0064
東京都千代田区猿楽町2-5-4 OGAビル2F
電話：03-5280-0020
ファクス：03-5280-2373
Eメール：jimukyoku@kyoyohin.org
ホームページURL：http://kyoyohin.org/

発行人 鴨志田厚子
事務局 星川 安之
森川 美和
金丸 淳子
水野由紀子
高橋 裕子
松岡 光一

小豆沢光代
編集長 高嶋 健夫
執筆・協力 青木 久直
(五十音順) 後藤 芳一
藤井 克徳
山本百合子
印刷・製本 ベスト・イーグル(株)
サンパートナーズ(株)

本誌の全部または一部を視覚障害者やこのままの形では利用できない方々のために、非営利の目的で点訳、音訳、拡大複写することを承認いたします。その場合は、財団法人共用品推進機構までご連絡ください。上記以外の目的で、無断で複写複製することは著作権者の権利侵害になります。